

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画の概要

はじめに

I 重点計画について

1. 推進法の規定と重点計画の関係

(1) 重点計画に定める事項

- ・ 推進法に基づく重点計画においては、施策についての基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めることとされ、また、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成期間を定めることとされている。

(2) 重点計画の構成

2. 特に重点を置いて取り組むべき事項

(1) 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階の伴走支援、設置の促進。
- ・ 孤独・孤立対策推進交付金を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開により地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援する。

(2) 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた広報・啓発活動を実施する（5月の「孤独・孤立対策強化月間」など）。
- ・ 身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする、一般市民を担い手とする「つながりサポーター」の養成に取り組む。

(3) 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

- ・ 推進法に基づき、施策の具体的な目標及びその達成の期間を可能な限り定めることとするが、目標の設定に当たっては、孤独・孤立政策では継続性が重要であることにも留意。
- ・ 各施策の実施状況のエビデンスに基づく評価・検証を通じて、取組の推進を図る。

II 孤独・孤立対策の基本的な考え方等

1. 我が国における孤独・孤立に関する状況

- ・ 新型コロナの感染拡大が終息した後であっても、今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ、孤独・孤立問題の深刻化が懸念される状況。
- ・ 昨今関心を呼んでいる社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘されており、新たな課題に対しても関係府省庁が密接に連携し、対策を不断に検討、実施することが重要。

2. 孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応（推進法第2条第1号関係）

- ・ 孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題であり、孤独・孤立双方を一体として捉え、多様なアプローチや手法により対応することが求められる。

(2) 当事者等の立場に立った施策の推進（推進法第2条第2号関係）

- ・ 当事者等の目線や立場に立って、孤独・孤立を生む要素が複合的に絡み合った困難な課題を含め、当事者のライフステージや属性や配慮すべき事情等を理解した上で、切れ目がなく息の長い、きめ細かな施策を推進する。

(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進（推進法第2条第3号関係）

- ・ 人と人との「つながり」を再構築するためには、関係行政機関（特に地方公共団体）のみならず、NPO等の民間法人の現場レベルでの取組や活動も必要かつ重要であり、当事者等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながっているという形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。

3. 孤独・孤立対策の基本方針（基本的な方針及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策）

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ・ 孤独・孤立の実態把握を推進する。孤独死・孤立死についても、実態把握に向けて引き続き検討する。
- ・ 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築やタイムリーな情報発信を実施する。
- ・ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備を行う。

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ・ 電話・SNS相談の24時間対応の推進など、相談支援体制を整備する。
- ・ 関係機関において孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上を推進する。

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ・ 日常の様々な分野における緩やかなつながりを築けるような多様な各種の居場所づくりや居場所の「見える化」及び担い手の増大を図る取組、市民による自主的な活動やボランティア活動を推進する。
- ・ 当事者等の意向や事情にも配慮したアウトリーチ型の支援を推進する。
- ・ 人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携を促進する。
- ・ 地域における包括的支援体制等を推進する。

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ・ NPO等の活動に対して安定的・継続的にきめ細やかな支援を行う。
- ・ NPO等との対話により、官・民一体で取組を推進する。
- ・ 連携の基盤となるプラットフォームを形成し、関係者が対等に相互につながる「水平型連携」を目指す。孤独・孤立対策地域協議会についても、横展開が図られるよう設置を支援する。
- ・ 地方公共団体における、既存の取組も活かした孤独・孤立対策の推進体制の整備を進める。

4. 孤独・孤立対策の施策の推進体制等

(1) 国における推進体制等

- ・ 内閣府に設置された孤独・孤立対策推進本部を司令塔に施策を推進する。

(2) 地域における推進体制等

- ・ 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築による取組の基盤の整備と、孤独・孤立対策地域協議会における個々の当事者等に対する支援を行う。

(3) 重点計画の見直し

Ⅲ 具体的施策（重点計画に定める施策）

関係府省庁の具体的な孤独・孤立対策を掲載。